

平成20年8月8日

高松市長 大西 秀 人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成17年2月14日付け高福障第15168号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている「普通財産（土地・建物のみ）の無償貸付に関する一切の起案文書および当該各契約書類の全部。ただし、昭和50年度以降のものに限る（ただし、①電柱，電話柱，地下埋設物および3ヶ月以内の使用を除く。②有償貸付については，300㎡以上の土地で3年ごとの貸付料更新時決裁および現在の貸付決裁分に限る。）」（以下「対象行政文書」という。）について，実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開とした処分のうち，法人の役員氏名・役職・職業，資産内訳金額および登記簿謄本（写）の事項欄（所有者氏名，住所）については，非公開とした処分を取り消し，公開すべきである。

その余の異議申立ては棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

平成16年11月30日に，高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）に基づく対象行政文書の公開請求があり，受け付けた。実施機関は，同年12月13日に一部公開の決定をし，請求人

に通知した。請求人は、「本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の一部公開処分の取消しを求めて同月２７日に異議申立書を提出し、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (１) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (２) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (３) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例８条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (１) 請求の対象となった事務・事業の概要

平成４年２月当時、社会福祉法人「あゆみの会」設立代表者は、精神薄弱者福祉法に基づく精神薄弱者通所助産施設を、国・県の補助を受け建設する計画を進めており、そのような中、本市は、施設建設用地について、法人を設立して同施設を設置運営することを条件に無償貸与することを確認し、その後同年８月、土地使用貸借契約書を締結したものである。

- (２) 法人の役員氏名・役職・職業について

対象行政文書は、私有地の無償貸与確認について決裁した起案文書である。

非公開部分は、社会福祉法人の設立代表者から提出された「無償貸与確認書交付申請書」の添付書類のうち、法人の役員となるべき者の氏

名・役職・職業については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法令等の規定により、公にされている情報等には該当しないものである。

よって、条例 7 条 1 号に該当し非公開が相当である。

(3) 登記簿謄本（写）の事項欄（所有者氏名、住所）について

対象行政文書は、市有地の無償貸与確約について決裁した起案文書である。

非公開部分は、起案文書の関係資料として添付した登記簿謄本（写）の事項欄のうち、所有者氏名および住所であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法令等の規定により、公にされている情報等には該当しないものである。

よって、条例 7 条 1 号に該当し非公開が相当である。

(4) 法人設立代表者の印影について

対象行政文書は、市有地の無償貸与確約について決裁した起案文書である。

非公開部分は、社会福祉法人の設立代表者から提出された「無償貸与確約書交付申請書」のうち、法人設立代表者の印影であることから、公表すべき合理的理由および必要性がなく、かつ偽造等の不正利用につながるおそれがあり、これを公開することは、法人の正当な利益を害するおそれがある。

よって、条例 7 条 2 号に該当し非公開が相当である。

(5) 法人の資産内訳金額について

対象行政文書は、市有地の無償貸与確約について決裁した起案文書である。

非公開部分は、社会福祉法人の設立代表者から提出された「無償貸与確約書交付申請書」の添付書類のうち、法人の資産内訳金額であることから、法人の内部管理情報であり、これを公開することは、法人の正当な利益を害するおそれがある。

よって、条例 7 条 2 号に該当し非公開が相当である。

(6) 借受人（法人代表者）の印影について

対象行政文書は、本市（貸付人）と社会福祉法人（借受人）が締結した土地使用貸借契約である。

非公開部分は、社会福祉法人の代表者の印影であることから、公表すべき合理的理由および必要性がなく、かつ偽造等の不正利用につながるおそれがあり、これを公開することは法人の正当な利益を害するおそれがある

よって、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象行政文書は、市有地の無償貸与確約に係る起案文書および土地使用貸借契約書（平成4年度）である。決定当時の一部公開の決定理由について検討する。

(1) 法人の役員氏名・役職・職業および資産内訳金額について

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）44条においては、社会福祉法人の高い公益性から、法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書およびこれに関する法人監事の意見書を法人事務所に備え、福祉サービスの利用希望者やその他の利害関係人に閲覧させなければならない旨規定されている。

また、上記に関する厚生労働省から中核市長宛の通知「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付）には、法人の業務および財務等に関する情報については、法人の広報やインターネットを活用するなどにより自主的に公表することが適当であること。また、法人の役員・評議員の氏名・役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましいとしている。

このようにインターネット等を利用して自主的に不特定多数の者に公表させようとする主旨は、財務状況が関係法令の基準を満たしているか、また、その会計状況が健全か否かを利用者および利用希望者が判断しや

すいように積極的な公開を求めているものである。

以上のことから、法人の財務状況および役員に関する情報に相当する「法人の役員氏名・役職・職業および資産内訳金額」については、公にすることが想定されている情報であり、公開されたとしても法人の不利益になるとは言えず、むしろ積極的に公開することが妥当である。

(2) 登記簿謄本（写）の事項欄（所有者氏名、住所）について

これらの情報は、一般に不動産登記簿において公示されているものであり、非公開情報に該当しないというべきである。

(3) 法人代表者の印影について

法人および事業を営む個人の印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとは言えないから、これを公開することは当人の正当な利益を害すると認められると判断するから、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

別紙のとおり

年 月 日	処 理 内 容
平成 1 7 年 2 月 1 4 日	諮問書受付
平成 2 0 年 5 月 9 日	実施機関からの非公開理由書受付
平成 2 0 年 6 月 1 9 日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成 2 0 年 7 月 3 0 日	答申案審査
平成 2 0 年 8 月 8 日	答申